

ケアハウスふれあいの里 重要事項説明書

1. 法人の概要

事業主体名	社会福祉法人 麗寿会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 大屋敷 幸志
法人本部所在地	神奈川県茅ヶ崎市南湖 1-6-15 (ふれあいの麗寿内)
法人の理念	「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す。」を基本理念とし、麗寿会各施設を「こころのふれあいの場」とする。そして、入居者、利用者、家族、地域住民が連帯し、みのりある高齢期の生活を創造していく。
介護保険以外の事業	社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの森 ・ SOSネットワーク事業 ・ 茅ヶ崎市地域包括支援センター みどり・ゆず・わかば ・ 鎌倉市地域包括支援センター ふれあいの泉
介護保険関連の事業	社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの麗寿 ・ 介護老人福祉施設 ・ 短期入所生活介護 (介護予防) ・ 居宅介護支援事業 社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの森 ・ 介護老人福祉施設 ・ 短期入所生活介護 (介護予防) ・ 通所介護 (介護予防) ・ 居宅介護支援事業 社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの泉 ・ 介護老人福祉施設 ・ 短期入所生活介護 (介護予防) ・ 通所介護 (介護予防) ・ 居宅介護支援事業 社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの家みのり ・ 認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 社会福祉法人 麗寿会 元町ケアセンター ・ 居宅介護支援事業 ・ 通所介護 (介護予防) ・ 訪問介護 (介護予防)

2. 施設の概要

施設の名称	ケアハウス ふれあいの里
ケアハウスの目的	ケアハウスふれあいの里は、法人の基本理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す。」に則り、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように相談援助を行う。
ケアハウスの運営方針	① 個々の入居者が前向きに健康で心豊かな生活を送れる運営を目指す。 ② 地域から信頼され地域住民と共に歩む運営を目指す ③ 高齢者が安心して暮らせるケアハウスを目指す。 ④ 各機関と連携をとりながら、入居者が豊かな生活を送れるような支援を目指す。
施設の責任者	施設長 在原 暢人
開設年月日	平成9年3月28日
所在地 電話 FAX番号	〒252-0007 神奈川県茅ヶ崎市行谷 582-1 (電話) 0467-54-2233 (FAX) 0467-54-2244 (Eメール) carehouse@reijukai.or.jp

敷地概要	敷地面積（駐車場含む）1653,60 平方メートル						
建物概要(権利関係)	構造：鉄筋 6 階建て 延べ床面積：2708,05 平方メートル						
居室の概要	1 人部屋 39 室（23.25～25.01 平方メートル） 2 人部屋 5 室（34.72～35.70 平方メートル） ※バリアフリー設計（2 人部屋内 UB のみ一部段差あり）						
共用施設の概要	食堂(1 階)・交流スペース(2～5 階・B1 階)・庭園(B1/1/5 階) 大浴場(5 階)・個別浴槽(2～4 階)・コインランドリー(2～5 階)						
緊急対応方法	緊急対応マニュアルに準ずることとする						
防犯防災設備		B1 階	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階
	火災報知器	6	5	4	4	4	3
	消火器	6	5	4	4	4	3
避難設備等の概要	非常口 24ヶ所 誘導灯 37カ所						
損害賠償責任保険加入先	全国社会福祉協議会施設団体賠償保険に加入 あいおいニッセイ同和損害保険						

3. 職員体制(主たる職員)及び勤務体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤		職務の内容
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1 名	1				理事長の命を受け施設を掌理し、職員に必要な指示命令を行う。
生活相談員	1 名	1				利用者の生活相談並びに利用者と関係機関及び利用者家族との連絡調整を行う。
介護職員	6 名	1		5		利用者の日常生活全般にわたる生活援助、環境整備等の業務を行う
栄養士	1 名	1				利用者の食事献立、栄養管理および調理上の衛生指導を行う。
その他の職員	5 名			5		宿直
昼間の体制	2～3 名			9：00～18：00		
夜間の体制	1 名	宿直体制			18：00～9：00	

4. サービスおよび利用料等

入居費用	<p>【入居時の費用】 管理費：当施設の建築年次の施設整備費から各種補助額等を除いた金額を入居定員数で除した額とし、下記の何れかの方式で入居時にお支払い頂きます。なお一括納付分の償却は条例に基づき 20 年間の毎月均等償却(240 月)となります</p> <p>1) 一括支払い：318 万円(20 年間で毎月均等償却) 2) 併用支払い：120 万円(20 年間で毎月均等償却)と残りの 198 万円を 240 月で除した額に手数料を加えた額となる月々 8,260 円を分割払い頂きます。 3) 入居 20 年を経過後は、管理費として毎月 13,250 円お支払い頂きます。返金はありません。</p> <p>* 20 年以内に退去が必要となった場合には、240 カ月から在籍期間(在籍月数)を控除した期間に応じて残金をお返しいたします。</p> <p>【毎月の費用】 ※詳細は別紙料金表参照</p> <p>① 生活費：食事材料費及び共有部分に係る光熱水費、共有部に係る維持管理に要する費用等が含まれます。 ② サービスの提供に要する費用：施設事業サービスを維持継続する為に供する費用で、基準の単価については、神奈川県が決定します。(地域区分：5 級地 施設規模：定員 49 名)</p> <p>※「サービスの提供に要する費用」については、入居者本人の前年の収入に応じ公的な費用助成制度があります。制度の適用を受ける場合は、入居時及び年 1 回必要な挙証資料を施設長に提出頂きます。</p>
------	--

実費負担項目	<p>下記のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金は物価等経済状況に応じて変動する場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー300円/回 衣類乾燥機 100円/回 ・個室浴 100円/回 ・私用コピー代 モノクロ 10円/枚、カラー20円/枚 ・各種訪問販売・サービス等 (理美容・マッサージ・衣類クリーニング・パン屋・ヤクルトなど) ・各種クラブ活動における教材/材料費等 ・希望参加による行事(外出等含む)に関わる行事参加費等
食事の提供	<p>朝食・昼食・夕食/1日あたり 1,200円</p> <ul style="list-style-type: none"> * あらかじめ5日前までに欠食を申請した場合には、食費から控除します。(1日単位を基本とします) * 治療食の提供はございません。
個人消耗品 介護サービス利用 並びに医療にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・居室における水道光熱費及び、その他、個人で使用する物品または、各種有料サービス等は自己負担となります。 ・介護保険における各種サービスの利用料及び食費等、並びに医療費についても自己負担となります。
居室の原状回復に関わる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・退去をする場合には、居室の原状回復に関わる費用(業者による修繕及びハウスクリーニング等)については自己負担となります。

5. 協力医療機関

協力医療機関名	湘南東部総合病院	茅ヶ崎中央病院
診療科目	総合内科・消化器内科・循環器内科・脳神経内科・呼吸器内科・精神科・外科・消化器外科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・脳神経外科・歯科口腔外科・リハビリテーション科 認知症疾患センター・救急センター	総合診療科・循環器科・呼吸器内科・眼科・耳鼻咽喉科・消化器内科・外科・消化器外科・整形外科・心臓血管外科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科・リハビリテーション科・透析センター・救急センター

6. 苦情について

施設苦情相談窓口	社会福祉法人麗寿会 ふれあいの里 担当者 生活相談員	TEL: 0467-54-2233 FAX: 0467-54-2244
外部苦情申立て 【第三者委員】	小林 勝 委員 岸谷 一則 委員	TEL: 0467-54-9660 TEL: 0466-83-2354
【行政機関】	神奈川県 保健福祉部 高齢福祉課 福祉施設グループ	TEL: 045-210-1111 (代)

7. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める「防災計画」に則り、対応を行います。
避難訓練及び防災設備	別途に定める「防災計画」に則り、年3回避難訓練を入居者の方も参加して行います。

8. 事故発生または緊急時における対応

① 事業所は、事故が発生した場合、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
② 事業所は、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医への連絡等の措置を講じます。
③ 居室内で事故や緊急事態が発生した場合は、備え付けの「ナースコール」または「内線電話」をご利用ください。

9. 感染症対策について

① 施設は、感染症管理体制の徹底を図るため、感染症対策委員会を設置し、施設内の感染症対策指針の策定、マニュアルの作成・見直し、全職員に対する研修等を実施し、感染予防及び蔓延防止に努めます。
② 感染等の発生時には、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図る事が出来るように努めます。また、行政に報告必要な感染症罹患が発生した場合には速やかに届け出るものとしします。
③ 感染症の発生時において、入居者に対しサービスの提供を早期の業務再開と継続的に実施するための「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

10. 身体拘束、その他の制限について

- ① 施設は、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- ② 緊急やむを得ない場合は、利用者の家族に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる機関について十分に説明するとともに同意をいただきます。
- ③ 施設は身体拘束廃止委員会において、話し合いを行います。

11. ハラスメント対策について

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。入居者等が他入居者や施設の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、カスタマーハラスメント等の行為を禁止します。

12. 非常災害対策について

- ① 施設は、非常災害対策に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定めております。また、非常災害に備えるため、年2回の避難、救助訓練を行います。
- ② 非常災害の発生において、入居者に対しサービスの提供を早期の業務再開と継続的に実施するための「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ③ 「業務継続計画」について、定期的な見直しを行い従業員へ周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

13. 虐待等の禁止について

職員は、入居者及び家族に対し敬意をもって接します。虐待防止のための対策を検討する担当者を定め委員会を設置、開催するとともに研修を年1回以上実施します。

令和 年 月 日

(事業者) 事業者名 社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの里
住 所 神奈川県 茅ヶ崎市 行谷 5 8 2 - 1

説明者名 _____ 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け同意いたします。
その証として本書各1通ずつを保有する。

(入居者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(身元保証人)

住所 _____

氏名 _____ 印

(身元保証人)

住所 _____

氏名 _____ 印